

【 検査 】

674 パルスドプラ法加算（肝腫瘍等）の算定について

《令和7年9月30日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名等に対するD215「2」超音波検査（断層撮影法）のパルスドプラ法加算の算定は、原則として認められる。
 - (1) 肝腫瘍（疑い含む。）
 - (2) 門脈血栓症
 - (3) 胆のう腫瘍
 - (4) 腎臓腫瘍
 - (5) 透析シャント狭窄又は閉塞（疑い含む。）
 - (6) 精巣腫瘍（疑い含む。）
 - (7) 甲状腺悪性腫瘍（癌を含む。）（診断時又は増悪期）
 - (8) 下肢静脈血栓症（疑い含む。）
 - (9) 下肢動脈閉塞症
 - (10) 深部静脈血栓症（DVT）（疑い含む。）
 - (11) 動脈狭窄疾患
- ② 次の傷病名に対するD215「2」超音波検査（断層撮影法）のパルスドプラ法加算の算定は、原則として認められない。
 - (1) 肝内結石症
 - (2) 肝硬変
 - (3) 乳腺腫瘤
 - (4) 乳腺症
 - (5) 膀胱癌
 - (6) 甲状腺機能亢進症（バセドウ病）（経過観察時（安定期））
 - (7) 甲状腺機能低下症（診断時又は増悪期）
 - (8) 甲状腺機能低下症（経過観察時（安定期））
 - (9) 慢性甲状腺炎（橋本病）（診断時又は増悪期）
 - (10) 慢性甲状腺炎（橋本病）（経過観察時（安定期））
 - (11) 甲状腺腫（単純性・びまん性）（経過観察時（安定期））
 - (12) 甲状腺腫（経過観察時（安定期））
 - (13) 結節性甲状腺腫（経過観察時（安定期））
 - (14) 腺腫様甲状腺腫（経過観察時（安定期））

○ 取扱いを作成した根拠等

パルスドプラ法は、短いパルス状の超音波パルス送信から一定時間後の反

射超音波の受信信号を収集することにより、目的位置の血流速度を計測するものである。当該加算は、厚生労働省通知※に「断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）において血管の血流診断を目的としてパルスドプラ法を併せて行った場合」に算定できる旨記載されており、上記①の傷病名等に対するパルスドプラ法の臨床的有用性は高いと考えられる。

一方、上記②の傷病名に対するパルスドプラ法の必要性は低いと考えられる。

以上のことから、上記①の傷病名等に対するD215「2」超音波検査（断層撮影法）のパルスドプラ法加算の算定は原則として認められるが、上記②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について